人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件新旧対照条文

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
第１・第２　（略） 第３　法第６条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 １～９　（略） 10　インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。）Ａ／common magpie／Hong Kong／5052／2007（Ｈ５Ｎ１）（SJRG－166615） 11　インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。）Ａ／Egypt／2321－NAMRU3／2007（Ｈ５Ｎ１）（IDCDC－RG11） 12　インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。）Ａ／Egypt／3300－NAMRU3／2008（Ｈ５Ｎ１）（IDCDC－RG13） 13　インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。）Ａ／Egypt／N03072／2010（Ｈ５Ｎ１）（IDCDC－RG29） 14　インフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルス（血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。）Ａ／Hubei／1／2010（Ｈ５Ｎ１）（IDCDC－RG30） 15～23　（略）	第１・第２　（略） 第３　法第６条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるものとする。 １～９　（略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） 10～18　（略）